

ユビキタスネット社会の制度問題検討会
第3回会合 議事要旨

1 日時：2006年7月5日（水）14：30～16：30

2 場所：総務省11階1101会議室

3 出席者：

(1) 構成員

堀部政男座長（中央大学大学院）、指宿信座長代理（立命館大学大学院）、大谷和子構成員（日本総合研究所）、岡村久道構成員（弁護士）、岸上順一構成員（日本電信電話株式会社）、小向太郎構成員（情報通信総合研究所）、玉井克哉構成員（東京大学）、寺田眞治構成員（株式会社インデックス）、平野晋構成員（中央大学）、横山経通構成員（弁護士）、脇浜紀子構成員（よみうりテレビ）

(2) 事務局（総務省）

竹田情報通信政策局長、阪本総合政策課長、近藤情報通信政策研究所調査研究部長

4 議事経過：

(1) 報告書骨子（案）の説明

事務局から、資料3-2に基づき、「ユビキタスネット社会の制度問題検討会」報告書骨子（案）について説明がなされた。

(2) 質疑応答・意見交換

質疑応答・意見交換が行われた。主な質疑、意見等は次のとおり。

【事務局への質疑】

○報告書骨子（案）の記載内容には、必ずしも総務省の所掌に収まり切らない事項もあるようだが、こうした事項についてはどのような対応が考えられるのか。
→事務局より、「省庁横断的な議論の場、例えばIT戦略本部等の場に問題意識等を必要に応じてインプットしていきたいと考えている」旨回答。

【「プライバシーの保護」について】

- DRMの問題が「プライバシーの保護」の項で言及されていることには違和感がある。デファクト基準全般の話であり、総論で記述すべき話ではないか。
- 最近、生体認証情報を携帯電話端末内に保持することが一般化しつつある。現在具体的な問題が顕在化している訳ではないが、潜在的な危険性があるので、「モニタリングやトレーシングに関する問題」の項ではこうした問題にも言及すべきではないか。
- GPSを使用して他人の行動を追跡することについては、現在のところ法的規制や業界のガイドラインがない。その問題点についても「モニタリングやトレーシングに関する問題」の項で言及すべきではないか。
- 無線LANやブルートゥースを利用する場合のことも含め、広くロケーションデータの利用に関する問題について記述すべきではないか。

○電子タグの問題と併せて、他人の移動や行動を追尾する技術全般の問題として記述をまとめるべきではないか。

○個人情報保護法に対するいわゆる「過剰反応」の結果、従業員の個人所有のPCにどのようなアプリケーションが入っているかまで、取引先から開示するよう求められることがある。ICTの導入によって職場環境が大きく変わる中で、セキュリティと従業員のプライバシーとの調整をどのように図るかが課題となっている。そうした問題意識も盛り込むべきではないか。

【「情報セキュリティの確保」について】

○「ボットに関する問題」とあるが、「ボット」という用語はサーチボット（クローラー）等も指す多義的な用語なので、ここではボットネットのことを指していることを明確にすべきではないか。

○情報セキュリティに関する事実上の「一般法」的役割を果たしているものとして、個人情報保護法に言及されているが、見方によっては電気通信事業法も同様の役割を果たしていると考えられるのではないか。

○個人情報保護法がセキュリティー一般法に近い役割を事実上果たしているとしても、本来はきちんとした一般法があるべきであって、現状が必ずしも望ましい訳ではない、というニュアンスが伝わるようにすべきではないか。

【「電子商取引環境の整備」について】

○「利用者の同意に関する問題」は、電子商取引に特有の問題とは言えず、「電子商取引環境の整備」の項目に記載することには違和感がある。例えば、保険の加入契約等を巡って、従来から同様の問題があり、既に対応もなされているように思う。規制緩和によって所管官庁による事前の約款認可制等が原則として廃止された代わりに、あまりに消費者にとって不利な約款は消費者契約法によって無効になるというのが現在のスキームである。電子商取引についてのみこれ以上のことを求めるのは、過大な要求となるのではないか。

○「利用者の同意に関する問題」は、ネット上では何かにつけて同意を要求される傾向があるので、個々の同意は有効であっても、次々と提示される免責条項等に接しているうちに、やがて消費者の認知能力の限界を超えてしまい、結果として、消費者の真意に添わないソフトウェア等がダウンロードされてしまう場合がある、という問題ではないか。伝統的な約款論とは別の種類の問題であることが現在の書き方では伝わらないと思う。

○契約約款の有効性が問題なのではなく、同意の意思表示の形骸化が問題なのであることを明記すべきではないか。

【「知的財産権への対処」について】

○日本の著作権法では同一性保持権が突出して強化されており、名誉を害さない程度の変更は許容する国際条約の水準に合わせるべきではないか。

【「サイバー対応の制度・慣行の整備」について】

- 法情報のICT化に加えて、ICTを活用して司法サービスが国民にあまねく提供されるようにすることも重要である。例えば、今年10月から業務を開始する予定の日本司法支援センター（法テラス）では、コールセンターを立ち上げる計画であるが、ここでICTを積極的に活用することも考えられるのではないか。
- 法情報の標準化は、文脈から判断してメタデータの標準化を想定しているようであるが、そうであればその旨を具体的に書くべきではないか。

【全体について】

- 総論の「『情報』の特性を踏まえた包括的な法制度整備」は、「サイバー法」という固有の法領域が必要かどうかを巡る）レッシングとイースターブルックとの間の論争を思い起こさせる。ユビキタスネット社会では、従来の縦割りの法領域では対応できない問題が生じてくるので、「ユビキタス」という観点から分野横断的に法整備を進めていく必要がある、という視点を含めた方がよいのではないか。
 - U-Japan 政策を纏めてからわずか2年でこれだけ多くの新しい課題が生じており、見直しが必要なことに驚かされる。今後も継続的に課題の見直しを行っていくべきである。
 - U-Japan 政策で打ち出した「ユビキタス社会憲章」が十分に活用されているとは言い難いので、オープンに改変できるようにしてバージョンアップを図ったり、国際社会に向けて発信したりするなど、活用を図るべきである。
 - 過去2年間では、携帯電話の悪用を防止するための「携帯電話不正利用防止法」等の法整備も進んだので、こうした法制度整備の成果についても盛り込むべきではないか。
- (3) 今後のスケジュール
事務局から、資料3-3に基づき、今後のスケジュール及び報告書の取りまとめ方法について説明がなされ、構成員の了承が得られた。
- (4) 情報通信政策局長挨拶
竹田情報通信政策局長から構成員に対して謝辞が述べられた。

以 上